

## 第2編【土砂災害】

### 1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※ 危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	がけ崩れ、土石流などで崩れたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※ 技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※ 技術的に予知・予測が困難

## 2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

※ 本市における発令対象区域は、参考資料1：土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧のとおり

### (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

〔参考〕土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

### (2) 土砂災害危険箇所

#### ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

#### ② 土石流危険渓流の被害想定区域

渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が想定される危険区域

### (3) その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

## 3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておくこと。）とし、その時の状況に応じて、周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、あらかじめ市町村をいくつかの地区に分割し設定しておき、その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令する。

この地区分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

#### 4 避難情報の発令を判断するための情報

##### ○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

###### ① 土砂災害警戒情報の発表内容

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示

###### ② 土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

###### 【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒（災害切迫）	—実況で大雨特別警報（土砂災害） 【警戒レベル5相当情報 [土砂災害]】基準超過
紫（危険）	—実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報 [土砂災害]】基準超過
赤（警戒）	—実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害） 【警戒レベル3相当情報 [土砂災害]】基準超過
黄（注意）	—実況又は2時間後までの予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報 [土砂災害]】基準超過

###### ③ 降雨情報

降雨の状況を1 kmメッシュで表示。

###### ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

##### ○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1 kmメッシュで表示したもの。

###### 【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒（災害切迫）	—実況で大雨特別警報（土砂災害） 【警戒レベル5相当情報 [土砂災害]】基準超過
紫（危険）	—実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報 【警戒レベル4相当情報 [土砂災害]】基準超過
赤（警戒）	—実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害） 【警戒レベル3相当情報 [土砂災害]】基準超過
黄（注意）	—実況又は2時間後までの予想で大雨注意報 【警戒レベル2相当情報 [土砂災害]】基準超過

項 目	提供元	説 明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 <a href="https://www.bousai-hokkaido.jp/">https://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁ホームページ》 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a>
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	気象庁	1 km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	《気象庁ホームページ》
土砂災害危険度情報	北海道	1 km 及び5 km メッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	《北海道土砂災害警戒情報システム》
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報	《気象庁ホームページ》 《北海道土砂災害警戒情報システム》
土砂災害警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	《北海道土砂災害警戒情報システム》 《北海道防災情報システム》 《北海道防災ポータル》 《気象庁ホームページ》

5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

## 6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p>	<p>土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>当該前兆現象（参考資料2を参照）が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3 土砂災害が発生した場合</p>	<p>土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等</p> <p>家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）</p>

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
  - ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
  - ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
  - ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

## 7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

## 8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・ 気象、土砂災害等に関すること。
室蘭開発建設部 ・ 防災課 【0143-25-7052】 ・ 治水課 【0143-25-7045】	・ 直轄砂防施設に関すること。 ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・ 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・ 治水課 【0143-24-9544】 ・ 維持管理課 【0143-24-9542】 ・ 登別出張所 【0143-85-2311】	・ 土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・ 土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・ 北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・ 保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局地域創生部 危機対策室 【0143-24-9570】	・ 災害情報及び被害情報に関すること。 ・ 避難対策に関すること。

## 9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー (割り込み放送)	聴取者
		防災行政無線 (同報系)	住民等
		X (旧: ツイッター)	PCユーザー等
		登録制メール (登別市防災メール)	事前登録者
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部 市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設 (※)
観光経済部 観光振興グループ	電話等		登別国際観光コンベンション協会 登別温泉旅館組合
消防本部	消防車	住民等 (巡回ルート)	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車		住民等 (巡回ルート)

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。



## 10 避難情報の伝達文

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えたとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

（土砂災害発生が切迫している状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 登別市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況にあるため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(土砂災害発生を確認した状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●町●●丁目で土砂災害が発生したため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。  
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

- ※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある○○町に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。
- ※2 警戒レベル5「緊急安全確保」発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

〈留意事項〉

- ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域・危険箇所等の通過は避けること。
- ・ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・ 溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・ 警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達する。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3「高齢者等避難」

●●／●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4「避難指示」

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※                     線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5「緊急安全確保」

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ（又は発生）

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料 1 : 土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所及びこれに類する箇所】

令和 6 年 1 月 3 1 日現在

箇所番号	箇所名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-3-24-1664	登別カルルス町 1	○	○	有	カルルス町
I-3-25-1665	登別カルルス町 2	○	○	有	カルルス町
I-3-26-1666	登別登別温泉町 1	○	○	有	登別温泉町
I-3-27-1667	登別登別温泉町 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-28-1668	登別登別温泉町 3	○	○	有	登別温泉町
I-3-29-1669	登別登別温泉町 4	○	○	有	登別温泉町
I-3-30-1670	登別登別温泉町 6	○	○	有	登別温泉町
I-3-31-1671	登別登別温泉町 7	○	○	有	登別温泉町
I-3-32-1672	登別登別温泉町 8	○	○	有	登別温泉町
I-3-33-1673	登別登別温泉町 9	○	○	有	登別温泉町
I-3-34-1674	登別登別温泉町 1 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-35-1675	登別登別温泉町 1 3	○	○	有	登別温泉町
I-3-36-1676	登別登別温泉町 1 4	○	○	有	登別温泉町
I-3-37-1677	登別登別温泉町 1 5	○	○	有	登別温泉町
I-3-38-1678	登別登別温泉町 1 6	○	○	有	登別温泉町
I-3-39-1679	登別登別温泉町 1 7	○	○	有	登別温泉町
I-3-40-1680	登別登別温泉町 1 8	○	○	有	登別温泉町
I-3-41-1681	登別登別温泉町 1 9	○	○	有	登別温泉町
I-3-42-1682	登別登別温泉町 2 0	○	○	有	登別温泉町
I-3-42-1682-1	登別登別温泉町 2 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-43-1683	登別中登別町 3	○	○	有	中登別町、登別東町 4 丁目
I-3-43-1683-1	登別中登別町 3 - 1	○	○	有	中登別町、登別東町 4 丁目
I-3-44-1684	登別登別東町 3 丁目	○	○	有	登別東町 3 丁目、白老町虎杖浜
I-3-45-1685	登別登別本町 2 丁目 1	○	○	有	登別本町 2 丁目
I-3-46-1686	登別登別本町 3 丁目	○	○	有	登別本町 3 丁目
I-3-47-1687	登別富浦町 1 丁目 1	○	○	有	富浦町 1・2 丁目
I-3-48-1688	登別富浦町 1 丁目 2	○	○	有	富浦町 1 丁目
I-3-49-1689	登別千歳町 1	○	○	有	千歳町 6 丁目
I-3-50-1690	登別千歳町 2	○	○	有	千歳町 6 丁目
I-3-51-1691	登別川上町	○	○	無	川上町
I-3-52-1692	登別常盤町 4 丁目 1	○	○	有	常盤町 4 丁目
I-3-53-1693	登別常盤町 4 丁目 2	○	○	有	常盤町 4 丁目
I-3-54-1694	登別柏木町 3 丁目	○	○	有	柏木町 3 丁目
I-3-55-1695	登別富士町 7 丁目 1	○	○	有	富士町 7 丁目、柏木町 2 丁目

箇所番号	箇所名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-3-56-1696	登別片倉町1丁目1	○	○	有	片倉町1・2丁目
I-3-57-1697	登別片倉町1丁目2	○	○	有	片倉町1～3・5丁目
I-3-58-1698	登別青葉町	○	○	有	青葉町
I-3-59-1699	登別新生町5丁目	○	○	有	新生町5丁目
I-3-60-1700	登別上鷺別町3	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-61-1701	登別上鷺別町4	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-62-1702	登別上鷺別町5	○	○	有	上鷺別町、美園町5・6丁目
I-3-63-1703	登別上鷺別町6	○	○	有	上鷺別町、若草町5丁目
I-3-64-1704	登別若草町5丁目1	○	○	有	若草町5丁目
I-3-65-1705	登別鷺別町1丁目1	○	○	有	鷺別町1丁目
I-3-66-1706	登別鷺別町1丁目2	○	○	有	鷺別町1丁目、室蘭市日の出町3丁目
I-3-516-3074	登別中登別町2	○		有	中登別町
I-3-517-3075	登別片倉町1丁目3	○	○	有	片倉町1丁目・柏木町2丁目・富士町7丁目
I-3-518-3076	登別片倉町1丁目4	○	○	有	片倉町1丁目
I-3-519-3077	登別富岸町1丁目	○	○	有	富岸町1丁目
I-3-520-3078	登別上鷺別町1	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-521-3079	登別上鷺別町2	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-524-3082	登別美園町4丁目	○	○	有	美園町4・5丁目、若草町5丁目
I-3-525-3083	登別若草町5丁目2	○	○	有	若草町5丁目
II-3-72-1245	白老虎杖浜温泉(3)	○	○	有	登別東町3丁目、白老町杖浜
II-3-73-1246	登別登別温泉町5	○	○	有	登別温泉町
II-3-74-1247	登別登別温泉町10	○	○	有	登別温泉町
II-3-75-1248	登別登別温泉町11	○	○	有	登別温泉町
II-3-76-1249	登別登別温泉町21	○	○	有	登別温泉町
II-3-77-1250	登別中登別町4	○	○	有	中登別町、登別本町2丁目
II-3-78-1251	登別登別港町1丁目	○	○	有	登別港町1丁目
II-3-79-1252	登別富浦町5丁目1	○	○	有	富浦町、富浦町5丁目
II-3-80-1253	登別富浦町5丁目2	○	○	有	富浦町、富浦町5丁目
II-3-348-2377	登別中登別町1	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-1	登別中登別町1-1	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-2	登別中登別町1-2	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-3	登別中登別町1-3	○	○	有	中登別町
III-3-28-506	登別登別本町2丁目2	○	○	無	登別本町2丁目
III-3-29-507	登別富士町7丁目2	○	○	無	富士町7丁目

## 【土石流危険溪流及びこれに類する溪流】

令和6年1月31日現在

箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家等の有無	避難対象区域
I-33-1000	美園1の沢川	○	○	有	美園町6丁目、上鷺別町
I-33-1010	美園2の沢川	○	○	有	美園町6丁目、上鷺別町
I-33-1020	美園3の沢川	○	○	有	美園町5・6丁目、上鷺別町
I-33-1030	美園寺の沢川	○		有	美園町5丁目、上鷺別町
I-33-1040	若草川	○		有	美園町4丁目、若草町5丁目
I-33-1050	上鷺別沢川	○		有	若草町5丁目
I-33-1060	上鷺別左沢川	○		有	若草町5丁目、上鷺別町
I-33-1070	上鷺別左2の沢川	○		有	上鷺別町
I-33-1080	上鷺別川	○		有	上鷺別町
I-33-1100	上わしべつ川右の沢川	○	○	有	上鷺別町
I-33-1110	若草町6丁目左の沢川	○	○	有	若草町6丁目
I-33-1120	若草町6丁目の沢川	○		有	若草町4・6丁目、上鷺別町
I-33-1130	新生町5丁目左沢川	○	○	有	新生町5丁目、上鷺別町
I-33-1140	新生町5丁目の沢川	○	○	有	新生町5丁目
I-33-1150	新生町6丁目の沢川	○	○	有	新生町5丁目
I-33-1190	恵寿園の沢川	○	○	有	川上町
I-33-1230	柏木1の沢川	○	○	有	柏木町2丁目
I-33-1240	柏木3の沢川	○		有	柏木町3丁目
I-33-1250	柏木4の沢川	○		有	柏木町3丁目
I-33-1340	杉本川	○	○	有	カルルス町
I-33-1350	病院の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1360	温泉の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1370	登別温泉右沢川	○		有	登別温泉町
I-33-1380	温泉北の沢	○	○	有	登別温泉町
I-33-1390	温泉北の小沢	○	○	有	登別温泉町
I-33-1400	上温泉沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1410	観光道路の沢川	○		有	登別温泉町
I-33-1420	四方領沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1430	ロープウェイ沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1440	成田の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1500	神社の沢川	○	○	有	中登別町、登別東町4丁目
I-33-1510	紅葉谷寺の沢川	○	○	有	中登別町
II-33-0990	鷺別川右の沢川	○	○	有	上鷺別町
II-33-1090	上わしべつ川右1の沢川	○		有	上鷺別町
II-33-1160	西富岸2の沢川	○	○	有	上鷺別町、富岸町3丁目

溪流番号	溪流名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家等の有無	避難対象区域
Ⅱ-33-1170	工業用地の沢川	○		有	川上町
Ⅱ-33-1180	工業用地1の沢川	○		無	川上町
Ⅱ-33-1200	工場左の沢川	○		有	川上町
Ⅱ-33-1220	下藤川	○		有	片倉町2・6丁目
Ⅱ-33-1260	胆振幌別川ポン来馬右の沢	○		有	柏木町5丁目
Ⅱ-33-1280	岡志別川1の沢川	○		有	千歳町6丁目
Ⅱ-33-1290	岡志別川2の沢川	○		有	千歳町
Ⅱ-33-1300	岡志別川3の沢川	○		有	千歳町
Ⅱ-33-1330	富浦川	○		有	富浦町、富浦町4・5丁目
Ⅱ-33-1450	紅葉川	○	○	有	登別温泉町
Ⅱ-33-1460	紅葉谷沢川	○	○	無	登別温泉町、中登別町
Ⅱ-33-1470	登別川右1の沢川	○	○	有	中登別町
Ⅱ-33-1480	登別川右2の沢川	○		有	中登別町
Ⅱ-33-1490	東町川	○	○	有	中登別町
Ⅲ-33-001	富岸川第1沢川	○		無	富岸町
Ⅲ-33-002	富岸川第1右の沢川	○		無	富岸町
Ⅲ-33-003	富岸川第東の沢川	○	○	有	富岸町、富岸町1・3丁目
Ⅲ-33-004	工業用地2の沢川	○		有	川上町
Ⅲ-33-005	工業用地3の沢川	○	○	無	川上町
Ⅲ-33-006	工業用地4の沢川	○		無	川上町
Ⅲ-33-007	工業用地5の沢川	○		無	川上町
Ⅲ-33-008	ポン来馬左の沢川	○	○	無	来馬町
Ⅲ-33-010	来馬川左の沢川	○	○	有	来馬町
Ⅲ-33-011	来馬川右の沢川	○		無	新栄町
Ⅲ-33-014	ツツジ川	○	○	無	新栄町

【地すべり危険箇所及びこれに類する箇所】

令和6年1月31日現在

箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	人家等の有無	避難対象区域
3-1-146	来馬1の沢	○	—	無	来馬町
3-2-147	来馬2の沢	○	—	無	来馬町
3-3-148	来馬3の沢	○	—	無	来馬町
3-4-149	来馬4の沢	○	—	無	来馬町
3-5-150	来馬5の沢	○	—	無	来馬町

## 参考資料 2 : 土砂災害の前兆現象

区 分		土石流	がけ崩れ	地すべり
視	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れだす。</li> <li>・落石が生じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目が見える。</li> <li>・がけから小石がパラパラと落ちる。</li> <li>・斜面がはらみだす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる。</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする。</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る。</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。</li> <li>・土砂が流出しだす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる。</li> <li>・がけから水が噴出する。</li> <li>・湧水が濁りだす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る。</li> <li>・斜面から水が噴き出す。</li> <li>・池や沼の水かさが急減する。</li> </ul>
覚	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じりだす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る。</li> <li>・擁壁や電柱が傾く。</li> </ul>
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする。</li> <li>・山鳴りがする。</li> <li>・転石のぶつかり合う音がする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする。</li> <li>・樹木の揺れる音がする。</li> <li>・地鳴りがする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする。</li> </ul>
嗅 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。